

CRCあり方会議
旅費・宿泊費・謝金等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人 臨床試験支援財団が主催する「CRCと臨床試験のあり方を考える会議（以下、「CRCあり方会議」という）」の準備（事後処理を含む、以下同じ）・開催に要する旅費、宿泊費、謝金等に関わる必要事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本規程は、「CRCあり方会議」会議代表（以下、「会議代表」という）、及び、会議代表が委嘱するプログラム委員、優秀演題選考委員、実行委員（会議代表が実行委員会を設置した場合）並びに座長、シンポジスト、講師、パネラー等が「CRCあり方会議」又は「CRCあり方会議」の準備のための会合に参加し、各役割を果たすために必要な経費を対象とする。

(旅費)

第3条 旅費については以下のとおりとし、事前に旅費等申請書により、その内容を運営委員会に提出し、了承を得るものとする。

- 1) 対象となる者の勤務先から会場までの公共交通機関の運賃とする。
- 2) 距離が100kmを超える場合には指定席運賃とするが、グリーン車は認めない。
- 3) 複数の経路がある場合には、時間的、経済的に最も合理的な経路及び方法により運営委員会側が算出する。
- 4) 航空機を使用する場合には、必ず領収書を提出する。パック料金の場合も、同様に領収書を提出する。

(宿泊費)

第4条 宿泊費については以下のとおりとし、領収書を提出して上限15,000円の範囲で実費精算する。

- 1) 「CRCあり方会議」前日及び会期中で、会議代表が必要と認める宿泊
- 2) 最寄りの交通機関等では「CRCあり方会議」の準備のための会合への参加のために、自宅を7時前に出発する必要がある場合、もしくは22時以降の帰宅となる場合で、事前に会議代表の了承を得ている宿泊
- 3) 宿泊費については地域差があるため、必要に応じて、CRCあり方会議・運営委員会が会議代表と協議し、上限を変更することができる。

(謝金)

第5条 座長・演者等への謝金については、支払わないことを原則とする。ただし、以下の範囲で会議代表が必要と判断した場合には、別に定める基準を参考に会議代表がCRCあり方会議・運営委員会と協議して謝金を決定し、支払うことができる。

- 1) 臨床研究以外の分野の専門家
- 2) 参加者に最新の有益な情報を提供するために必要な専門家

(参加費)

第6条 第2条の対象者は「CRCあり方会議」の参加費を免除する。ただし、参加費を免除される場合には、認定CRCの取得・継続に必要なポイントは付与されない。

(その他の経費)

第7条 その他の諸経費については、以下のとおりとする。

- 1) 「CRCあり方会議」の準備のための会合における日当については、一律1,500円とする。
- 2) 「CRCあり方会議」の準備のための会合が食事の時間帯に開催される場合は、必要に応じて軽食等を経費で用意することができる。

(経費支給の免除)

第8条 第2条の対象者が、所属機関の規程等により申し出た場合には、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条による経費の支給を差し控えることができる。

(規程の変更)

第9条 本規程は、評議員会および理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附則 1. 本規程は2018年2月26日よりこれを施行する。但し、2018年開催の「第18回CRCあり方会議」及び2019年開催の「第19回CRCあり方会議」には適用せず、2020年開催予定の「第20回CRCあり方会議」の準備段階から適用する。

2. 本規程の適用後は、2017年2月24日施行の「CRCと臨床試験のあり方を考える会議 旅費・宿泊費・謝金等に関する規程」の適用を除外し、同規程は2019年開催の「第19回CRCあり方会議」の会計監査報告を以て廃止する。

修正:2020年7月13日